

いわき市農業委員会第6回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和6年11月21日(木曜日)午後1時30分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計34名)

(1) 農業委員(23名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 飯高 敬一
3 遠藤 重和		23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(11名)

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査(書記)	鹿内 竜也

2 欠席者

13 岡村 泰典

3 会議の概要(注: 個人情報に係る箇所を除く)

事務局 (中村次長)	それでは、議事に入ります。 議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。 蛭田会長、よろしくお願いいたします。
議長 (蛭田会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。 円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。 まず、本日の通告欠席ですが、議席番号13番、岡村泰典委員となります。 現在、委員24名中23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。 本日の総会が成立することをご報告いたします。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第 7 条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。 只今より、いわき市農業委員会第 6 回総会を開会いたします。 次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第 24 条第 2 項の規定により、議長が指名いたします。 議席番号14番、佐川良平委員、議席番号15番、菅野綾委員、以上 2 名の委員をお願いいたします。 また、書記は事務局をお願いいたします。 なお、議事録については、平成21年 1 月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。 これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告に入ります。 今月の報告は、令和 6 年10月分となります。 議案書 2 ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。 これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。 総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。 次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。
事務局 (赤津係長)	本日、議案第 8 号として、「いわき市農地利用最適化推進委員の辞任について」を追加願います。 説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。

本日、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、議席番号24番、藁谷昭夫委員が該当しております。

また、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」において、議席番号2番、鈴木義直会長職務代理者が該当しております。

藁谷委員及び鈴木会長職務代理者には、当該議案審議の際に一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案説明書の1ページをお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の2ページをご覧になりながらお聞き下さい。

併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。

番号1番から8番につきましては、売買による所有権の移転、番号9番につきましては、贈与による所有権の移転、番号10番、番号11番については、交換による所有権の移転です。

なお、番号3番につきましては、新規就農案件となっており、譲受人は、父の農作業を手伝いながら知識を習得し、父の高齢化に伴い、現在は自らが主体となり農業を行っております。

今回の申請地は、叔母が亡くなった夫から相続した土地であり、譲受人が耕作している土地の隣接地ということから、譲り受けることとなりました。

農機具については、トラクター、田植え機、耕運機を一台所有しており、権利取得後は、水稻を作付け予定となっております。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田10,323㎡、畑1,142㎡、合計11,465㎡となります。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

16番 木村委員	番号1番から番号8番の案件につきましては、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (千葉主事)	番号9番、番号10番、番号11番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
22番 飯高委員	番号3番の新規就農の案件についてですが、譲受人の全耕作面積は、申請地を含めてどれ程になるのか教えて下さい。
事務局 (千葉主事)	本人名義の土地は、申請地の350㎡のみとなりますが、父親名義の土地を耕作しており、田を11,000㎡、畑を4,200㎡ほど耕作しております。 申請地を含めると、全耕作面積は、約16,000㎡となります。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (櫛田主査)	議案説明書の7ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 議案説明書の8ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

事務局 (櫛田主査)	なお、「現地調査位置図」は12ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4003番からとなります。 ご準備よろしいでしょうか。 それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的の順で申し上げます。 番号1番、平北神谷、田447.95㎡、農家住宅。 番号2番、平北神谷、田333.68㎡、農業用倉庫及び進入路。 番号3番、勿来町窪田、田2,627㎡、杉の植林。 以上3件について、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
17番 新妻（吉） 委員	番号1番から番号3番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
8番 古市委員	番号1番及び番号2番についてお伺いいたします。 申請地に進入するためには、現地調査位置図に記載のとおり、「橋」の設置が必要となりますが、こちらについては、磐城小川江筋土地改良区の許可を得ておりますでしょうか。
事務局 (櫛田主査)	許可を得ております。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】
	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」審議いたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号24番、藁谷昭夫委員が該当しております。 藁谷委員については、一時退出をお願いします。

議長
(蛭田会長)

【藁谷委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(櫛田主査)

議案説明書の9ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の10ページをお開き願います。

資料の訂正をお願いします。

申請土地の表示の所在地番の、地番の後に、「の一部」の記載が漏れていましたので、「の一部」を追記して下さい。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は16ページから、「意見及び決定理由書」は7ページ、右下の欄に記載しております受付番号5067番となります。

ご準備よろしいでしょうか。

番号1番、三和町渡戸の一部、田849.75㎡、工事用仮設道路設置のための一時転用、賃借権の設定。

番号1番について、申請内容を精査した結果、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、事務局よりお願いいたします。

事務局
(櫛田主査)

番号1番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

それでは、藁谷委員、入室願います。

議長
(蛭田会長)

【藁谷委員、入室】

次に、議案第4号「農地法第5条第1項に違反する事案について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の11ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条第1項に違反する事案について」、ご説明いたします。

なお、本事案の発生については、本年8月20日開催の当農業委員会第3回総会において報告しております。

それでは、議案説明書の12ページ、現地調査位置図の18ページ及び19ページをお開き願います。

番号1番、対象地の所在は、小名浜南富岡です。

違反行為等の状況は、太陽光発電設備設置工事に関し、本年7月下旬、工事区域に隣接する第三者所有の当該農地について、その所有者に無断で立ち入り、草刈りを行ったうえで、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出を経ずに、その一部を工事区域への重機の搬入路・資材置場等として使用し、工事区域から発生した刈草等のごみを当該農地に放置すると共に、重機の搬入によりぬかるみを発生させたものです。

番号2番、対象地の所在は、勿来町白米です。

違反行為等の状況は、太陽光発電設備設置工事に関し、本年7月下旬、工事区域に至る当市所管の農道(赤道)について、農地法第5条第1項の規定による農地転用の許可を経ずに、隣接する第三者所有の当該農地の一部を削る形で、その所有者に無断で拡張し、また、所有者に無断で草刈りや立木の伐採を行ったうえで、同様に農地転用の許可を経ずに、その一部を資材置場・資材搬出入のためのトラックの駐車スペース等として使用したものです。

違反行為者については、いずれも工事発注者が広島県広島市、株式会社ウエストエネルギーソリューション、施工管理業者が埼玉県さいたま市、株式会社Bloom Innovation (ブルームイノベーション)。

工事請負業者ですが、番号1番が広島県広島市、Person Energy (パーソンエナジー) 株式会社、番号2番が兵庫県神戸市、株式会社ROOTS (ルーツ)。

なお、株式会社ウエストエネルギーソリューションによりますと、株式会社ブルームイノベーションについては、株式会社ウエストエネルギーソリューションの「代行店」、パーソンエナジー株式会社と株式会社ルーツについては、株式会社ウエストエネルギーソリューションが株式会社ブルームイノベーションに工事業者として紹介したとのことでした。

また、株式会社ウエストエネルギーソリューションは、直営の福島支店

事務局
(浅川主査)

を郡山市に設置しておりますが、福島支店は本事案に関与していない模様です。

ここからは、別途配付しております資料1「農地法第5条第1項に違反する事案について」により説明しますので、ご準備下さい。

それでは、1ページをお開き願います。

こちらは、当農業委員会事務局から県内の各農業委員会事務局に対し、本年8月15日付けで本事案の情報提供を行った文書で、先の第3回総会において、委員の皆様本事案の報告をした際に用いた資料です。

本文書の「3. 当農業委員会事務局の対応等」に記載のとおり、本事案の発生を受けて、当農業委員会事務局は、株式会社ウエストエネルギーソリューションに対し、「①違反状態の速やかな是正」、「②当市内において株式会社ブルームイノベーションが関与した、農地転用許可・届出、非農地判断、農地から原野等への地目変更登記のいずれかを行って太陽光発電設備を設置した案件の自主点検」、「③自主点検の結果を踏まえた顛末書の作成及び提出」を求めました。

併せて、農地法違反行為があり、是正がなされていない場合は、農地法第5条第2項第3号に該当し、農地転用許可基準(一般基準)を満たさないと解されることを説明しました。

これを受けて、株式会社ウエストエネルギーソリューションにおいて、執行役員部長ほか社員1名を株式会社ブルームイノベーションに派遣し、事態の収拾に当たっております。

次に、3ページをお開き願います。

こちらは、先の8月15日付け当農業委員会事務局からの情報提供を受け、福島県農業担い手課が各農林事務所に伝達した対応方針です。

これによりますと、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションについて、「本事案が解決しない限り、農地法第5条第2項第3号に該当するため、農地転用を許可することはできない」との見解が示されております。

この対応方針により、現在、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションは、事実上、福島県内において新たな農地転用許可を受けられない状況となっております。

次に、5ページから13ページまで、株式会社ウエストエネルギーソリューションが提出した本事案の是正完了報告書です。

添付しております是正後の現況写真と、事務局が撮影した本事案発生時の現地の写真を比較して頂ければと思います。

次に、15ページから22ページまで、株式会社ウエストエネルギーソリューションによる自主点検の結果表です。

点検対象は計124件、93件は問題がなかったものの、本事案を含めた31件について、何らかの問題、例えば農道や水路の毀損、ごみの放置等があったとのことでした。

このうち、平下神谷地内においては、指令前着手、つまり農地転用の許可を経ずに太陽光発電設備を設置し、撤去した案件があったとの報告を受け

事務局
(浅川主査)

ております。

点検の結果、問題があった案件については、全て「是正措置を講じた」との内容となっております。

次に、23ページから27ページまで、株式会社ウエストエネルギーソリューションが作成した本事案に係る顛末書及び再発防止策の概要です。

これを要約しますと、本事案の発生原因について、「株式会社ウエストエネルギーソリューションによる管理が不十分であった」、「事前の調査・準備が不足していた」、「近隣地権者への事業周知が不十分であった」、「事業拡大を急ぐあまり、代行店である株式会社ブルームイノベーションの体制が整っていない状況下で過度の発注を行い、現地での対応に無理が生じた」、「農地法に対する理解が希薄であったこと」等を挙げたうえで、株式会社ウエストエネルギーソリューション本社での会議を経て、再発防止策として、「農地台帳の確認を含めた事前相談の積極的な実施」、「接道状況や電力引込ルート、工事車両の駐車スペース、資材置場等の設置を考慮した転用候補地の十分な選定」、「無理のない工程管理の実施と工事業者教育の徹底」、「住民説明会の開催等を通じた近隣地権者への事業周知の確保」、「農地法ほか関係法令への理解促進」等を定めたとの内容となっております。

なお、本資料に掲載した資料のほか、「対象地の所有者が署名捺印した是正完了確認書」、「本事案を除く自主点検の対象案件に関する報告書又は経緯書」、「株式会社ブルームイノベーション、パーソンエナジー株式会社及び株式会社ルーツが作成した顛末書」、「再発防止策の子細を説明する資料」等の提出がありましたが、これらの書類については、簿冊としてまとめておりますので、内容の確認を希望される場合は、事務局までお声がけ下さい。

以上、農地法違反行為の是正の適否について、お諮りいたします。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

18番
松崎委員

11月13日に実施した現地調査の結果、番号1番、番号2番いずれも、現在においては、農業外の利用はされていないことを確認しました。

なお、番号2番について、土地所有者との協議により、農道の無断拡幅部分に碎石敷きを施して「是正」とした箇所がありますが、農道の設置を目的とする転用は許可不要とのことであります。

これらを踏まえ、土地所有者による是正完了確認書も提出されていることから、本事案の農地法違反状態は是正されたものと考えます。

また、現地調査の終了後、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションへの今後の対応等について、協議を行いました。

協議の結果については、事務局から報告させます。

私からは、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

現地調査の終了後に行った協議の結果について、事務局より報告します。
事務局による書面審査及び11月13日に実施した現地調査の結果、只今の松崎委員による「本事案の農地法違反状態は是正された」との報告となりました。

本総会で農地法違反の是正完了を認めた場合、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションは、農地転用の許可申請の再開に動くものと思われませんが、今回定めた再発防止策に沿って転用事業計画を進めるのかどうか、経過観察を行う必要があるとの結論に至りました。

このことから、本事案について、「是正された」と議決された場合、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションに係る今後の農地転用の許可申請に対し、当面の間は「以前、転用申請をして許可を受けた全ての案件について、事業計画どおりに完工した旨工事完了報告書により確認できるまでは、原則として新たな転用許可を行わない」取扱いとすると共に、「農地法違反を繰り返し行う者に対し、それが是正済みであったとしても、その常習性や悪質性等を総合的に判断したうえで、「転用行為を行うのに必要な信用がない」として取り扱うことは可能であるとの県農業担い手課の見解を踏まえ、当農業委員会としても同様の取扱いとする場合があることから、今後においては、農地法違反行為がないよう十分留意すること」との厳重注意を付すのが妥当であると考えます。

なお、これまでの説明や添付資料の内容等から、本事案について、「是正されていない又は是正が不十分である」と議決された場合は、農地法第51条第1項に該当する事案として、是正すべき箇所を明示した文書による是正指導を行うことが適当であると考えます。

協議結果についての報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「本事案の農地法違反状態は是正された」と判断されることでした。

また、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションに係る今後の農地転用の許可申請に対する取扱いについて、現地調査担当委員の協議結果の報告がありましたが、これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第4号について、「本事案の農地法違反状態は是正された」と決し、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションに係る今後の農地転用の許可申請に対する取扱いについては、現地調査担当委員の協議結果のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長
(蛭田会長)

ご異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項に違反する事案について」は、農地法違反状態が是正されたものとし、株式会社ウエストエネルギーソリューション及び株式会社ブルームイノベーションに係る今後の農地転用の許可申請に対する取扱いについては、現地調査担当委員の協議結果のとおりといたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の13ページをお開き願います。

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の14ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は20ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5067番の次、左上に事業計画変更(8)と記載があるページからになります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請人の住所・氏名は、埼玉県越谷市、株式会社アースコムです。

申請土地の表示は、平下高久です。

当該案件は、太陽光発電設備の設置を目的として、令和5年7月26日付け、いわき市農業委員会指令第5021号により転用許可を受けたものです。

変更申請の内容は、「パネル枚数及び配置の変更」です。

許可後、コストダウンのために、使用する部材のメーカーを変更したことから、設置する太陽光パネルの枚数を240枚から200枚へ、40枚の減としたものです。

なお、当該案件については、本年1月31日の完工後、6月30日付けで電子メールによる工事完了報告書の提出がありましたが、添付された完工写真と許可申請時の土地利用計画図間に差異があり、これに関する事業計画変更申請がなされていないことから、9月24日の平2区の地区審議会による農地パトロールにおいて現地調査を行い、敷地北東部分のパネル配置が当初計画と異なっていることを確認しました。

これを受けて、株式会社アースコムに対し、前述の問題点及び完工からその報告まで約5か月かかっている点を指摘し、「①農地転用許可後に当初の事業計画を変更する場合は、計画変更申請及びその承認を得る必要があること」、「②許可条件により、工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報

事務局
(浅川主査)

告する必要があること」を伝えたうえで、事後でも変更申請を行うことと併せて、再発防止策を講じるよう指導した結果、10月28日付けで事業計画変更申請書の提出があったものです。

申請の際に提出された顛末書には、再発防止策として、「①当初の事業計画を変更せざるを得ない場合には、事前に農業委員会へ相談し、計画変更申請及びその承認を得ること」、「②完工後、1か月以内に工事完了報告を行う旨社内ルールを設けたこと」が記載されております。

次に、番号2番から番号4番まで、申請人はいずれも株式会社ウエストエネルギーソリューション、太陽光発電設備の設置を目的として本年6月及び7月に転用許可を受けたものです。

番号2番、申請土地の表示は小浜町、当初の指令年月日及び指令番号は令和6年6月26日付け、いわき市農業委員会指令第5020号です。

変更申請の内容は、「土地利用計画(パネルの枚数減)及び工事期間(完工時期)の変更」です。

当初、パネルの設置を予定していた箇所(敷地東側・南側・北側の法面及び畦畔部分)にパネルを設置することが出来ず、工事を中断したことから、計画変更を余儀なくされたものです。

申請内容は、「土地利用計画(パネルの枚数減)」について、変更前がパネル枚数144枚、変更後がパネル枚数108枚(36枚の減)、「工事期間(完工時期)の変更」について、変更前が令和6年7月30日まで、変更後は令和6年12月31日までとなっております。

番号3番、申請土地の表示は山玉町、当初の指令年月日及び指令番号は令和6年7月26日付け、いわき市農業委員会指令第5036号です。

変更申請の内容は、「工事期間(完工時期)の変更」です。

転用事業の実施に当たり、周辺農地の耕作者から、「稲刈りが終わってから着工してほしい」との要望があったことを受けて、工事を中断したことから、計画変更を余儀なくされたものです。

申請内容は、「工事期間(完工時期)の変更」について、変更前が令和6年8月31日まで、変更後は令和6年12月31日までとなっております。

番号4番、申請土地の表示は遠野町上遠野、当初の指令年月日及び指令番号は令和6年6月26日付け、いわき市農業委員会指令第5028号です。

変更申請の内容は、「工事期間(完工時期)の変更」です。

工事区域に至る北側の進入路が私道であり、その地権者から通行承諾を得るのに時間を要したことに伴い、工事を中断したことから、計画変更を余儀なくされたものです。

申請内容は、「工事期間(完工時期)の変更」について、変更前が令和6年7月30日まで、変更後は令和6年12月31日までとなっております。

なお、番号2番から番号4番までの株式会社ウエストエネルギーソリューションが申請人となっている3案件について、意見及び決定理由書の資力及び信用欄に、「信用面については、口頭にて説明」と記載がございましたが、先程の議案第4号の審議において、「同社による農地法違反が是正された」と議決を頂いたところです。

事務局 (浅川主査)	以上4件、番号1番については、先にご説明したとおり、9月の農地パトロールにおいて現地を調査済みであることから、この後、番号2番は生田目委員から、番号3番及び番号4番は事務局から、現地調査の結果をご報告いたします。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
19番 生田目委員	土地利用計画の変更案件である番号2番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (浅川主査)	番号3番及び番号4番について、工事期間の変更のみの案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」審議いたしますが、冒頭での説明のとおり、議事参与の制限に、議席番号2番、鈴木義直会長職務代理者が該当しております。 鈴木会長職務代理者については、一時退出をお願いします。 【鈴木会長職務代理者、一時退出】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の8ページをお開き願います。 【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第6号について説明いたします。

説明に入ります前に資料の訂正がありますので、本日お配りしました資料4をご準備下さい。

訂正内容につきましては、議案説明書18ページの番号1番から、議案説明書44ページの番号23番までについて、借受者の記載に誤りがあったことから案件より除外するものです。

また、議案説明書48ページの番号27番については、対象農地の小字が誤って記載されていたことから、記載のとおり訂正するものです。

それでは、議案説明書の16ページをお開き下さい。

議案第6号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

なお、本総会での意見聴取後は、市を通して福島県により、公告を行うものです。

内容については、資料4をご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸するものです。

実施地区は、平、借り手38名、対象筆数は、田368筆、畑33筆、面積は、田341,707.78㎡、畑18,170.00㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については、満たしているものと思われれます。説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。

当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第6号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

それでは、鈴木会長職務代理者、入室願います。

【鈴木会長職務代理者、入室】

ここで、議案第7号に入る前に、10分間の休憩を取ります。

午後2時45分まで休憩とします。

【10分間休憩】

それでは、全員お揃いですので、議事を再開いたします。

議案第7号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(金成主査)

本日お配りしている資料2をお開き願います。

番号1番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。

今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。

現地調査については、農地パトロール強化月間に係る現地調査において実施しております。

11月分は、田9筆9,483㎡、畑0筆0㎡、合計9筆9,483㎡です。

現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。

19番
生田目委員

番号1番について、農地パトロール強化月間の現地調査において、油座盛明委員、大竹保男委員、折笠孝男委員と一緒に、現地を確認しました。

現地は、長年にわたり耕作されておらず、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第8号「いわき市農地利用最適化推進委員の辞任について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

追加議案書の1ページをお開き願います。

【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

本件については、令和6年11月14日に三戸豪士委員より辞任の申し出があったため、法の規定により議案として提出するものです。

辞任理由としましては、健康上の問題となります。

膝の状態が悪く、現場活動を継続することが困難であること、また療養に専念したいとの理由です。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第8号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第8号「いわき市農地利用最適化推進委員の辞任について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

報告第1号から第3号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

それでは、議案説明書の71ページから80ページをお開き願います。

今月の報告件数は、41件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田139,335.30㎡、畑69,717.87㎡、合計209,053.17㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の81ページから83ページをお開き願います。

今月の報告件数は、9件、転用面積は、田1,738㎡、畑1,164㎡、合計2,902㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の85ページから86ページをお開き願います。

今月の報告件数は、4件、面積は、田31,053㎡、畑194㎡、合計31,247㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第4号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

事務局 (赤津係長)	議案説明書の87ページから88ページをお開き願います。 今月の交付件数は、1件、内訳は、「相続税の納税猶予」です。 面積は、田6,540㎡、畑0㎡、合計6,540㎡です。 以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	以上、事務局説明のとおり、ご承知おき願います。 次に、その他に入ります。 始めに、事務局より何かございますか。
事務局 (赤津係長)	【資料3】その他：委員報酬等の支払い等について ⇒ 上記資料により、公金振込手数料の有料化に伴う今後の対応について、次のとおり説明した。 1 納入方法について JAバンクの指定口座への振り込みとする。 2 納入期間について 年度区切り(4月から翌年3月)とする。 ※令和6年度分の納入について ・納入始期は、令和7年1月(10月から翌年3月分)。 ・令和6年度は、期間が限られている為、一括払いから3回払いとする。 ※10月分を既に納入している方は、11月分からとなる。 <支払いの考え方> ・一括：1月末(10月から3月分) ・2回：1月末(10月から1月分)、2月末(2、3月分) ・3回：1月末(10月から1月分)、2月末(2月分)、3月末(3月分) 3 支払い回数について 各委員の希望回数に対応する。 年一括、年2回、年3回、年4回、年6回、年12回 4 納入期限等について 前払いとし、支払い月の月末を納期限とする。 <支払い回数に応じた納期限> ・年一括：当該年度の4月末 ・年2回(各6か月前払)：当該年度の4、10月の月末 ・年3回(各4か月前払)：当該年度の4、8、12月の月末 ・年4回(各3か月前払)：当該年度の4、7、10、1月の月末 ・年6回(各2か月前払)：当該年度の4、6、8、10、12、2月の月末 ・年12回：当該年度の4月から3月までのそれぞれの月の月末
議長 (蛭田会長)	【委員と事務局との意見交換】 それでは、只今の皆様のご意見を事務局にて整理し、改めて「支払い回数確認書」の提出について、郵送にてご依頼することといたします。 なお、ご回答頂いた内容については、来月開催する第2回全員協議会に

議長
(蛭田会長)

おいて、報告いたします。
そのほか、事務局から何かございますか。

事務局
(浅川主査)

農地法第51条第1項に該当する事案(渡辺町田部地内)について
⇒ 上記について、次のとおり報告した。

渡辺町田部地内における農地法・農振法違反事案に関して、10月17日に相手方から提出された「原状回復等の措置を期日までに完了出来なかった理由及び原状回復等の措置の履行状況についての報告書」(＝履行期限について、令和7年4月末までの延期を求める記載あり)の取扱いについて、県と協議した結果、県・当農業委員会合同で相手方から事情を聴取する機会を設けることとし、去る10月31日、相手方代理人である親族1名、その補助のために同席した行政書士に対するヒアリングを実施した。

両者からは、「本人も、決して今回の件を軽く見ているわけではない。何とかしなければという思いはある。」、「告発されるのは避けた。そのため、本人には「是正するしかない」と当然伝える。」などといった発言があった。

当職からは、本ヒアリングの機会を設けた趣旨(＝10月17日付け提出の報告書に記載されていたように、本人が是正に取り組む見込みがあるか確認するため)を説明したうえで、言わば「これが最後のチャンス」であると伝えた。

相手方代理人に対し、原状回復等の措置に関する計画書を11月11日までに提出するよう求めたところ、完工時期を令和7年1月末までとする工事見積書及び工程表等の提出があったため、その内容を確認のうえ、県と協議した結果、当該計画に相当の具体性があると判断した。

11月19日開催の当農業委員会第5回役員会において、蛭田会長及び鈴木会長職務代理者の承認を得たことから、相手方本人に対し、原状回復等の措置の履行期限を令和7年1月31日まで延期する旨承認する通知を昨日(11月20日)付けで発出したところである。

刑事告発は(是正のための)手段であり、目的ではない。

最終的な目的である「違反転用状態の完全な是正」に向けて、今後も粛々と事務処理を進めていく。

議長
(蛭田会長)

そのほか、事務局より何かございますか。

事務局
(赤津係長)

訃報に関する連絡
⇒ 議席番号22番、飯高敬一委員の実母の訃報を周知した。

議長
(蛭田会長)

そのほか、事務局より何かございますか。

事務局 (金成主査)	いわき市農地利用最適化推進委員候補者の推薦について ⇒ 議案第8号「いわき市農地利用最適化推進委員の辞任について」の議決を踏まえ、今後は、欠員の生じた平2区の地区審議会を臨時開催し、地元からの候補者の推薦を確認すると説明した。
議長 (蛭田会長)	委員の皆様におかれましては、地元からの候補者の擁立が困難な場合には、地区の垣根を越えた候補者の推薦について、ご協力をよろしくお願いいたします。 そのほか、事務局より何かございますか。 【特になし】 では、委員の皆様から何かございますか。
22番 飯高委員	先月の第5回総会の議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、お伺いいたします。 番号9番については、農地の判断が出来ないことから、申請者に対し、対象地の草刈りを行い、現地が確認出来る状態にするよう指導するとのことでしたが、その後の申請はありましたでしょうか。
事務局 (蛭田係長)	現時点において、申請はございません。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から何かございますか。 【特になし】 特にないようですので、以上を持ちまして、いわき市農業委員会第6回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地法第5条第1項に違反する事案について	「農地法違反状態は、是正されている」ものと可決
第5号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について	原案のとおり可決
第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第7号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第8号	いわき市農地利用最適化推進委員の辞任について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

2 鈴木 義直 24 藁谷 昭夫

6 本総会の閉会時刻

午後3時20分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

14 佐川 良平 15 菅野 綾